

新病院基本計画等策定支援業務委託契約書（案）

茨城県病院事業管理者（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、新病院基本計画等策定支援業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 新病院基本計画等策定支援業務
- (2) 委託業務の内容 新病院基本計画等策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 実施期間 この契約の締結の日から令和8年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託事業の実施にあたっては、委託事業を仕様書に従って実施し、前条第3号に規定する実施期間内に完了しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託費）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金*****円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額*****円）を乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第4条 乙は、第9条第1項の検査に合格した時は、甲に委託費の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

第7条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。

3 乙は、再委託先の履行について甲に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(実績報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（様式第1号）及び仕様書に基づく成果品を、委託業務完了の日から起算して14日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(検査)

第9条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書及び成果品の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく、補正を行い、成果品に補正完了報告書を添えて甲に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定により成果品及び補正完了報告書の提出があった場合についても準用する。

4 甲は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、乙に対して通知するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、成果品が契約の内容に適合しないものであるときは、甲の検査に合格した成果品であっても、検査後1年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。ただし、甲の責めに帰する事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、甲に対して前項に規定する瑕疵により生じた損害を賠償しなければならない。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条、第8条から第10条までの規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止させることができる。この場合において、委託費、実施期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。

(3) 銀行取引を停止されたとき。

- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) その他この契約の目的を達成することができないと甲が判断したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に委託業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託費を乙に支払い、その引渡しを受けることができる。

3 第1項の規定による解除によって乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。また、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の報告等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第15条 乙は、委託業務の実施に関して生じた損害（甲又は第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

(著作権)

第16条 乙がこの委託業務の実施により取得した著作権等一切の権利は、甲が無償で承継するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第17条 乙は、甲及び甲が認めた者の本件成果品の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。

(保証等)

第18条 乙は、甲に対し、本件成果品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

2 委託業務を実施する上で発生する権利関係の処理を巡って第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとし、これに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、委託業務を処理するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 21 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等を事業が完結した年度から 5 年間保存するものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 23 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の処理)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
茨城県病院事業管理者 軸屋 智昭

乙 * * * * *
* * * * *
* * * * *

(別記)

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託事業が完了し、甲から指示を受けたときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。また、廃棄した旨を甲に対し書面で報告すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報（委託事務を処理するため甲から引き渡された情報を含む）は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託事務を処理するため甲から引き渡された情報は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

茨城県病院事業管理者 軸屋 智昭 殿

受託者

住 所

商号又は名称

代表者

委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した新病院基本計画等策定支援業務が下記のとおり完了したので、委託契約書第 8 条の規定により報告します。

記

1 実 施 期 間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 成 果 品

別添のとおり

(添付書類等)

(別添)

新病院基本計画等策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、県立中央病院と県立こども病院の統合に係る新病院基本計画等策定支援業務（以下「本業務」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

新病院基本計画等策定支援業務委託

(2) 履行場所

発注者が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

2. 業務内容

(1) 医療環境分析と課題の抽出

① 外部環境分析

- ア. 将来人口推計、推定患者数分析、救急搬送推計、周辺医療機関調査
- イ. 医療制度改革等の関連施策・医療環境変化の今後の見通し・関係諸法規の調査
- ウ. 他医療機関の建替事例に関する情報収集・提供、ベンチマークの実施

② 内部環境分析

- ア. 両病院の入院及び外来患者分析、生産性分析、経営状況分析
- イ. 両病院の施設・設備状況調査
- ウ. 他医療機関の経営事例に関する情報収集・提供、ベンチマークの実施

③ 両病院の現状の課題の検証

- ア. 両病院を取り巻く環境の整理
- イ. 現状の課題と解決方法の整理

(2) 基本構想策定支援

① 新統合病院の基本機能・目指すべき方向性

- ア. 基本コンセプト・あり方の検討
- イ. 基本理念及び基本方針の検討
- ウ. 基本機能・診療機能の検討
- エ. 病床数、病床種別、病棟構成、標榜診療科の設定

② 施設整備方針

- ア. 建設候補地の考え方の整理（諸条件の整理）
- イ. 建設候補地の評価及び課題の整理

③ 事業計画

- ア. 整備事業費および財源、事業収支の検討
- イ. 事業スケジュールの作成

(3) 基本計画策定に係る検討支援

基本構想で示された方針等を踏まえた新統合病院の全体計画を策定すること。また、次年度に予定する建設計画や医療機器等整備計画、医療情報システム整備計画策定につながる各検討を支援すること（次年度の予定については別紙1参照）。

① 全体計画

- ア. 基本コンセプト・基本理念・基本方針
- イ. 基本機能・診療機能
- ウ. 病床数、病床種別、病棟構成、標榜診療科等
- エ. 診療科計画、部門方針の検討

② 建設計画策定に向けた検討支援

次年度の基本計画策定につながる現状調査等を実施のうえ、以下の検討を支援すること。

- ア. 施設・設備整備方針
- イ. 附帯施設の方向性・概要

③ 医療情報システム整備計画策定に向けた検討支援

次年度の基本計画策定につながる現状調査等（現有システム調査・リスト作成）を実施のうえ、以下の検討を支援すること。

- ア. 基本方針
- イ. ネットワーク構築の基本方針
- ウ. 医療情報システム以外の情報コンテンツの整理

④ 医療機器等整備計画策定に向けた検討支援

次年度の基本計画策定につながる現状調査等（現有品調査・稼働評価・リスト作成）を実施のうえ、以下の検討を支援すること。

- ア. 基本方針
- イ. 新統合病院開院前後の更新機器等の整理

(4) 有識者会議の運営支援等

- ア. 有識者会議の開催支援（開催スケジュール及び日程調整、会議内容の検討支援）
- イ. 会議資料、想定質疑応答等の作成
- ウ. 会議出席及び会議記録（発言要旨）の作成及び意見の整理
- エ. 各検討段階（機能）において助言を求める専門家（アドバイザー）等の紹介
- オ. 県内部の実務者検討会議の開催支援、資料作成、会議出席、議事録作成

3. 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。業務完了日までに紙媒体（製本1部）及び電子媒体（1部）を提出すること。

- ① 基本構想書 1部
- ② 基本構想書（概要版） 1部

- ③ 基本計画(全体計画の概要) 1部
- ④ 会議記録・各種会議資料等一式 1部
- ⑤ その他本業務において作成した資料等 1部

(2) 成果品は全て発注者に帰属することとし、受注者は発注者の承諾を得ずに使用または公表しないこと。

(3) 成果品の納品日は受注者及び発注者が協議の上決定する。

4. その他

(1) 受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出すること。

- ① 工程表
- ② 担当者一覧表
- ③ その他、必要に応じて指定する書類

(2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、または本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(3) 基本計画について、現段階では令和8年度までの策定を見据えており、令和7年度及び令和8年度の策定スケジュールについては別紙1のとおりで想定している。

5. 留意点等

(1) 受注者は、業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。

(2) 受託業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議すること。また、発注者との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

(3) 受託業務の実施にあたって疑義が生じた場合又は業務上重要事項の判断等にあたっては、発注者と調整のうえ、承認を受けること。

(4) 本委託の履行に係る経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

(5) 本委託業務の一部を再委託する場合は、予め発注者に再委託業者選定報告書(任意様式)を提出し、発注者の承諾を得ること。

(6) 受注者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(7) 受注者は、本業務の実施にあたり、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務に関する責任者となる統括責任者を選任し、発注者に報告すること。

(8) その他、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合などは、その都度発注者と協議し処理すること。

年度 月	2025 (R7) 年度												2026(R8) 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
有識者 会議	基本的な構想に相当する部分の意見聴取として3～4回程度を想定																							
	基本理念、方針、診療機能、病床規模、建設地（概算事業費）などを議題とし、複数回に分けて実施												○ (中間報告) ※6～8月頃に1回開催 ○ (最終報告)											
業務内容・スケジュールイメージ	外部及び内部環境分析・病院幹部ヒアリング												R7委託業務完了（構想＋計画前段）											
	基本理念・方針・機能・病床数等検討												R8委託契約による部会検討・ワーキンググループ等											
事業費等一次概算												R8委託業務完了（構想＋計画前段）												
整備方針・医療機器整備方針）策定作業												R8委託業務完了（構想＋計画前段）												
基本構想（案）の取りまとめ												R8委託業務完了（構想＋計画前段）												
計画調整・修正												R8委託業務完了（構想＋計画前段）												
有識者会議の意見反映												R8委託業務完了（基本計画完成）												
パブリックコメント支援												R8委託業務完了（基本計画完成）												

※上記は現時点のイメージであり、状況によって変更があり得る